



第 23 期第 6 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

令和 8 年 1 月 28 日

第23期 第6回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和8年1月28日(水) 午後13時15分から

2 場 所 静岡中央ビル5階 第1会議室(静岡市葵区追手町9-18)

3 議 題

(1) 諮問事項

- ア あおりいかしば漬け網漁業の許可について 資料1
イ 静岡県資源管理方針の見直し及び変更について 資料2

(2) 指示事項

- ア オウミガメ及びタイマイの採捕について 資料3

(3) 報告事項

- 漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について(くろまぐろ) 資料4

(4) その他

- 次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	高田 充朗	西原 忠	金指 治幸	原 剛
	薩川 一義	和久田米喜	岩瀬 清敏	橋ヶ谷雄介
	竹内 照裕	田口さつき	福井 篤	安間 英雄
WEB参加 欠席委員	浪川 珠乃	石原 広恵	鳥居 恭子	江口 智美
水産・海洋局	吉野 晃博			
水産資源課	松山 創	瀧川 智人	椛 亮介	
事務局	小泉 康二	津久井 剛	山崎 資之	鈴木 聡志

○小泉事務局長

それでは、ただいまから、第23期第6回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により成立していることを御報告させていただきます。本日、浪川委員、石原委員、鳥居委員、江口委員はオンラインで御参加いただいております。

会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。

ここで、事務局から会場の注意事項について、説明いたします。

○鈴木主任

事務局の鈴木です。本日は委員4名がオンラインで御出席いただいております。会場中央にありますマイクで集音しておりますので、音を拾いやすくするため、声は大きめで御発言をお願いいたします。以上です。

○小泉事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。それでは高田会長、よろしく願いいたします。

○高田会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単に結構ですでお聞かせ願えればと思います。はじめに、ご自分の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

それでは私から。伊東漁協の高田です。12月に入り水温も下がり、キンメダイは黒潮の大蛇行を収束してから、少しずつ顔を出してきたかなという感じです。極端に大獲れはないですけど、漁場によっては、大型が釣れたりするようです。11月頃からはクロムツ釣りも始まりますが、それもここ何年かは不漁でしたが、少し回復してきたのかなという状況です。定置では、12月後半から1月は、スルメイカ、アカヤガラ、イシダイなどが入っていました。今日もですが、クロマグロが網に1尾、2尾入る状況になっています。キハダマグロも50キロを超えるような個体も揚がって、それ以下のサ

イズも何本か入ります。メジは放流しているためか顔を見せないです。あと、小アジが多く入るようになりましたが、サバが本当に入らない状況です。入っても 100 グラム、200 グラムで、その中には大型魚は少し混ざりますが、本来下ってくるヒラサバの姿が見えないです。以上です。

○西原委員

南駿河湾漁協の西原です。シラス漁は、1月の13日に終わりました。不漁だった夏場を過ぎて、9月、10月と年末はそこそこの量があつて、やれやれというところです。キンメ漁についても、北西の風が強く、それでも1月は3回ほど出漁できました。ひどい時では月1回出られるかどうかくらいの年もあるので、3回出たということは良い方かなと思っています。ひき縄は、ヨコワは枠一杯になってきましたので自粛しています。この風で出ることもないので、ひき縄の漁師はちょっとストレスが溜まっている状態です。定置は、1月の6日から今朝まで大型まき網にやられております。主に小アジ、アジ、小サバを小川などに水揚げしてましたけど、少し良いアジも入ってきたので、沼津と分かれて水揚げをしている状態です。まき網の影響で、それまで入ったタチウオはもう顔を見ることができません。そういう中で、光を嫌う魚が岸寄りへ来るようになって、ワラサが結構入るようになりました。これは変わった発見だなと思います。以上です。

○原委員

由比港の原です。昨年12月25日にサクラエビ漁が終了して、今は春から始まる漁に備えて準備をしているところです。一昨年は全体の金額が19億で、数量は一昨年とあまり変わらず550トンくらいでしたが、少し相場が上がったので、金額は21億になりました。以前は悪い時でも30億を下回ることはほとんどなかったですが、それが8年前、10億に満たないような状況になりました。それを12億、14億、16億と段階を踏んでやってきて、皆さんにお世話になりながら、皆で頑張ったおかげで、去年の11月に湾奥の方で調査をしたときには、今まで全然見たことがないような反応がありました。肌感覚でも、すごく資源が増えてきたという感じを持っています。そんな中で、来月10日に役員会を開いて漁期を決める段取りになっています。今度の春は良いのでは

ないかという感じです。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。伊豆諸島を見て回っていますが、12月から1月は風もなく出る日も限られていたのですが、サバを1トン、2トンと獲った時でもゴマサバばかりでした。本来はヒラサバが獲れてくれればよいのですが、全くと言うほど見ない感じで、ゴマサバがほんの少しで、極めて薄い群れで商売している感じです。色々な人に協力してもらいながら何とか続けている感じです。以上です。

○岩瀬委員

伊豆漁協稲取支所の岩瀬です。稲取は1年中キンメ漁をやっていますが、先ほど高田会長がおっしゃったように、12月から1月にかけて水温も下がってきて、キンメが少し回復傾向かなという感じはあります。蛇行が始まる前の潮の流れに戻りつつあり、下潮が良い感じではないかと感じています。伊東の漁師の方と稲取の漁師が主にやっている漁場には毎日イルカがやってきます。12月ぐらいからはほぼ毎日、夜が明ける頃になると目の前にいる感じです。毎日イルカが居なくなるのを待っている状態です。潮は大分良くなって、キンメは回復傾向のような感じがするので、もし春になって、潮が濁って、色がついてくるような潮が来れば、多分キンメがもっと活発に食うのではないかと期待しています。以上です。

○和久田委員

浜名漁協の和久田です。この1月の14日でシラス漁は終わりましたが、前年より金額が少し良いくらいで、良かったと言えるような年ではありませんでした。私はノリ養殖をやっています、12月後半から混ぜノリを作っているのですが、地元消費なので、あまり枚数が上がると生産ストップがかかってしまいます。今年の場合、1月8日の入札で、キャパオーバーではないのですが、ストップがかかってしまいました。今はアオノリのパック詰め用の漁をしていて、水位を見ながら調整しますが、去年あたりからずっと水位が20センチ前後低く、低い時はマイナス30センチぐらいになっていて、網を下げて地面につくような状態で、なかなか収穫できない状態です。さらに気温も低くなっていますから、余計に枯れてしまい、なかなか収穫が厳しい状態です。フグ漁に

関しては、北西の風が強くなって、今年に入って3日くらい出ていますが、良い船で20から30匹くらいで、大したお金にもならない状況です。一番良いのはカキで、身が入ってすごく良い状態だと聞いてます。以上です。

○薩川委員

清水漁協の薩川です。シラスですが、12月までは大変良い漁で、前年比118%の水揚量になっております。前年は水揚金額が4億円ちょっとでしたが、昨年12月に好調だったものですから、7億8000万円強までになっています。1月になってからは少し少ないですけど、それでも1日500万円という日もありましたので、また、今年も良い漁になってくれれば良いなと思います。去年のシラス漁を見ると、7月15日まで何も量がなくて、仲買さんの販売もかなり苦戦しておりました。12月に物の良いシラスが出たので、大分在庫を持ったと思います。次の解禁までに単価が高くなってくるので、かなり売れ方がシビアだと聞いております。去年のシラス漁は、漁業者にしてみれば前年比118%ですので、かなり良い水準でしたが、これから先どうなるのかは少々見えない状況です。大体うちのシラス漁では、1年漁が良いと、その次の年があまり良くない傾向があります。ただ、去年の5、6月の卵の量を見るとかなり多かったので、去年はそれが沖合に出てしまったので駄目でしたが、今年も同じような水準で卵があって、年間を通して良くなるとありがたいです。近年、若干変わってきた感じがあると思います。以上です。

○金指委員

沼津でまき網をしております金指です。中型まき網については、まるで駄目でして、1月は私のところが1日出ましたが、経費も取れず、小サバが2トンで、それっきり諦めて、1年を通して使っている網の修繕をやっているところです。大体もう終わりましたので、出ようかなと思うのですが、情報も良くないです。とにかく冬型がきついで、多分このまま月休みとなってしまうので、何の報告もできません。あと1つ、静浦の小型まき網が2ヶ統廃業したことを、ここで伝えておきたいと思います。以上です。

○高田会長

皆様、ありがとうございます。それでは、本日の議事録

署名人を橋ヶ谷委員と鳥居委員にお願いしまして、議事に入りたいと思います。なお、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、区切りの良いところで10分程度の休憩を取ります。

それでは、諮問事項ア あおりいかしば漬け網漁業の許可について、事務局から説明をお願いします。

○鈴木主任

水産資源課の鈴木です。それでは資料2を御覧ください。1年更新の漁業許可のため、毎年諮問している内容となります。

あおりいかしば漬け網漁業とは、アオリイカを漁獲対象とする船びき網漁業です。ヤマモモやシイの木等の常緑樹の枝を束ねて作った「しば」、「粗朶礁」と呼ばれるアオリイカの産卵礁を海底に沈めて、産卵に来たアオリイカを網で囲んで獲る漁法です。海藻等へ産卵するアオリイカの生態を利用した漁法です。網の形は下の図の左側のとおりです。

操業は一回当たり30分から1時間かけて行い、下の図の右側にあるように、粗朶礁の周りを船でぐるりと一周して網を広げ、その範囲にいるイカを漁獲します。粗朶礁は網を引き揚げるときに一時的に水中に吊るした状態になりますが、網を上げたあとまた戻すため、卵は海中に残ります。粗朶礁は複数の場所に設置しており、順番に操業しているようです。

許可の取扱いについてです。知事許可漁業の許可等に関する取扱方針、1基本方針（6）短期許可等において、あおりいかしば漬け網漁業は、来遊状況が年により変動があることを考慮し、本漁業の許可は短期許可、おおむね来遊期間内とすると定めています。

このため、今回は、新たに令和8年の春から夏にかけて操業する許可について諮問いたします。今回は、漁業時期について、一部変更の要望が来ておりますので、要望の背景も含めて後ほど御説明いたします。

現在、許可を発給しているのは、静浦漁協と内浦漁協、伊豆漁協の土肥地区となります。令和8年の許可件数は静浦が5件、内浦が7件で合計12件、土肥では3件となっております。

次に、操業区域についてですが、各漁協とも共同漁業権内に粗朶礁を設置して、その周辺で行っております。

実際の漁獲状況です。漁獲量の図は2ページ目にございます。地区ごとの漁獲量と操業1回当たりの漁獲量、CPUEをグラフで示しています。漁獲量は棒で、CPUEは折れ線で示しております。横軸は年で、一番右が令和7年です。

まず、左上の内浦ですが、CPUEは高水準を維持しております。一方で、漁獲量は減少していますが、内浦周辺では昨年は特にホンダワラ類の海藻が繁茂し、粗朶礁へのアオリイカの集まりが悪かったこと、操業が困難だったと伺っております。静浦については、漁獲量、CPUEとも平年並みからやや高めでした。土肥地区では、漁獲量は平年並みですが、R7は出漁日数が増加したこともあり、CPUEは低下しております。

次に、土肥地区における漁業時期変更の要望についてです。伊豆漁協から、漁業時期を4月15日からとしたい旨の要望書が出ております。要望書は3ページ目に添付しております。

昨年まで、内浦、静浦の漁業時期が4月15日から8月31日であるのに対して、土肥は1月遅れ5月16日から8月31日としておりました。これは、漁場がイセエビ刺網と競合するため、イセエビが禁漁となる5月16日スタートとしていたためです。この度、地元で調整がついたため、内浦、静浦に合わせて4月15日開始としたいと要望がありました。

漁獲量、CPUEは増減はあるものの、過去の増減の範囲内であり、明らかな減少傾向はないことから、漁業時期を内浦、静浦に合わせた形で諮問いたします。

それでは2の諮問事項を御覧ください。あおりいかしば漬け網漁業の制限措置の内容、有効期間等について、静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を、第15条第2項に基づき許可の有効期間を別紙告示案のとおり定めたいので委員会の意見を承知したく諮問いたします。

この諮問内容となる告示案については5ページに記載しております。5ページを御覧ください。制限措置については、下の表の左から、漁業種類、操業区域、漁業時期、船舶の推進機関の馬力数、船舶の総トン数、漁業を営む者の資格、隻

数となっております。変更点は下線部です。漁業時期を内浦、静浦に合わせるため、2 枠に分かれていたのを、合わせております。他は年度の修正のみです。

皆様にお諮りし、了承が得られた場合は、当告示案とおりに県公報に掲載いたします。なお、軽微な修正等あった場合には事務局に一任していただければと存じます。以上よろしく申し上げます。

○小泉事務局長

ただいま担当から説明がありましたが、皆様にはあおりいかしば漬け網漁業の制限措置、また漁業時期の一部変更について、御審議をいただきたいと思っております。

○高田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて、漁業者委員と学識委員、中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思っております。では最初に漁業者委員から、御意見等がありましたら発言をお願いします。

私からですが、各地区で調整がとれたのであれば、別段困ることもないですし、他の地区でもこれでやっているということですので、問題ないと思っております。

では次に、学識委員中立委員から御意見、御質問等ございましたら、御発言をお願いします。

○福井委員

この漁獲量、CPUE のデータを見ますと、令和に入ってから安定しています。来遊量が減っているということも全くありませんので、何ら問題ないかと思っております。

○高田会長

ありがとうございます。他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○高田会長

ありがとうございました。それでは、諮問事項ア あおりいかしば漬け網漁業の許可について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項イ 静岡県資源管理方針の見直し及び変更について、事務局から説明をお願いします。

○ 梶技師

水産資源課の梶です。静岡県資源管理方針の見直し及び変更について説明します。資料2を御覧ください。

まず、配付資料について御説明します。1ページ目が説明資料、2ページが別紙検討結果の資料、3ページが知事から海区会長あての諮問文、4～17ページが方針の変更案にかかる新旧対照表、18～42ページが方針の変更案の全文、43ページが漁業法の根拠条文抜粋になります。

まず、1ページの1番上の「資源管理方針について」を御覧ください。経緯についてです。令和2年12月1日に施行された改正後の漁業法では、水産資源の持続的な利用を確保し漁業生産力を発展させるため、資源管理を適切に行う必要があることが謳われており、農林水産大臣は漁業法第11条に基づいて資源管理基本方針を、都道府県知事は漁業法第14条に基づいて国の資源管理基本方針に即した都道府県資源管理方針、いわゆる県方針を定めることとされ、静岡県は令和2年12月1日に本県の状況を反映した県方針の本文を制定しました。

続いて、県方針の記載内容についてです。県方針には、本文部分に方針に記載の資源全般における管理の方向性・手法等が記載されており、それに付随した別紙には、各資源における具体的な管理の方向性・手法等が記載されております。

次に、その下の表を御覧ください。別紙については、1～3まであり、別紙1には特定水産資源、いわゆるTAC魚種、別紙2にはTAC魚種以外の水産資源のうち、国方針の別紙3に定められた水産資源、別紙3にはそれ以外の水産資源について記載されております。現時点における別紙記載の水産資源については表を御覧ください。

続いて、今回の方針見直し及び変更についてです。まず、経緯についてですが、県方針本文第7 静岡県資源管理方針の検討において、概ね5年ごとに県方針の検討及び見直しを行うものとするのが規定されております。本年で令和2年の制定より概ね5年が経過したため、今回検討及び見直しを行います。

検討及び見直しについては、資料 2 ページの県方針における別紙記載の資源にかかる検討及び見直し結果の資料を御覧ください。こちらは、県方針別紙に記載の各資源について、別紙制定時の状況と最新の状況を比較し、方針の記載内容を検討、見直しした結果になります。

内容について簡単に御説明します。まず、別紙 1 に記載の資源についてですが、こちらは TAC 魚種であり、国方針へ記載されている資源になります。TAC 魚種については、管理年度毎に TAC 設定の際に海区にて諮問しておりますので、今回見直しはありません。

なお、別紙 1-6 くろまぐろ大型魚については、本年 4 月より施行される水産流通適正化法の改正のため、報告期限を変更します。具体的な変更内容については、資料 6～9 ページの新旧対照表を御覧ください。現在、「翌月の 10 日まで」としている報告期限を「陸揚げ後 3 日以内」というように変更しております。流通法の詳細な改正内容等については、この後のくろまぐろの議題にて御説明します。

続いては別紙 2 についてです。資料は再び 2 ページの検討結果の資料を御覧ください。別紙 2 の資源については、新規追加としてカツオ、キハダを記載しております。こちらについては、本県において漁獲対象とされている資源であり、漁業者から協定の策定の要望があったことから、今回の見直しに併せて追加します。

具体的な追加内容については、資料 9、10 ページの新旧対照表を御覧ください。カツオとキハダについては、TAC 魚種ではないですが、国方針へ記載されている資源になりますので、県方針では別紙 2 への記載となります。記載内容については、国方針へ具体的な記載があるため、県方針では簡易的な事項のみの記載となります。

また、先ほど追加理由として御説明した協定については、追加内容に記載の法第 124 条第 1 項の協定のことを指します。なお、この協定における対象資源については、県方針別紙に定める必要があります。

最後に、別紙 3 の資源について御説明します。これらの資源における資源管理の方向性が今回の主な見直し事項になります。検討結果の資料では、資源評価における制定時の状

況と最新の状況を記載しております。

今回の見直し内容は、基本的には最新の状況に合わせた時点修正となりますが、最新の状況が制定時より下がっているものについては、最新の状況に合わせて目標を下方修正するのではなく、制定時の目標を維持することとし、書きぶりとしてはその目標へ回復させるというに変更しております。

具体的な変更内容については、資料 10 ページからの新旧対照表を御覧ください。資源が多いため個別の説明は一部資源のみとします。説明の際は、こちらの新旧対照表と資料 2 ページの検討結果の資料を併せて御覧ください。

それでは、はじめに新旧対照表 10、11 ページの別紙 3-1 とらふぐについて御説明します。こちらの資源については、制定時の状況は、国による資源評価結果が公表されており、資源水準は低位、動向は横ばいでした。最新の状況では、資源評価が、MSY に基づく新しい資源評価に変更されております。この新しい資源評価では、資源量について、水準や動向で表現するのではなく、親魚量を指標として評価しております。また、この親魚量と合わせて、目標となる基準についても算出しており、具体的な数値として目標管理基準値案が示されております。なお、令和 6 年の親魚量については、この目標管理基準値案を上回っております。以上より、別紙の記載内容としては、第 2 の資源管理の方向性として、現行の「資源水準を中位以上に回復させる」という書きぶりから、親魚量を「目標管理基準値案以上に維持又は回復させる」というように変更します。

また、なお書き以降の部分については、今後の資源管理の方向性の考え方について記載しております。こちらについても、最新の状況に合わせて、各資源において適宜記載内容を修正します。

続いて、新旧対照表 11、12 ページの別紙 3-2 ひらめについて御説明します。制定時の状況は、国による資源評価では、資源水準は高位、動向は減少でした。最新の状況は、国による資源評価で、資源水準は低位、動向は減少となっております。そのため、別紙の記載内容としては、資源管理の方向性として、現行の「中位の資源水準を維持する」から、「中位以上に回復させる」というような書きぶりに変更します。

次に、新旧対照表 13、14 ページの別紙 3-5 しらすについて説明します。制定時の状況は、しらす船びき網漁業における直近 5 年間の CPUE の平均値を指標としておりまして、当時の直近 5 年間、平成 28 年～令和 2 年の平均値は 393kg/統・日でした。最新の状況では、令和 2～6 年の平均値が 267kg/統・日と以前より減少しております。そのため、資源管理の方向性としては目標を下げず、維持することとし、現行の「393kg を維持する」という書きぶりから、「393kg まで回復させる」というように変更します。

最後に、新旧対照表 16、17 ページの別紙 3-9 うるめいわしについて御説明します。制定時の状況は、直近 5 年間、平成 28 年～令和 2 年の平均漁獲量が 1,210 トンでした。最新の状況は、国による資源評価が公表されており、その中で、資源量指標値と、目標の基準となる目標管理基準値案が示されております。なお、最新の資源評価結果では、この資源量指標値は目標管理基準値案を下回っております。以上より、別紙の記載内容としては、資源管理の方向性として、現行の「1,210 トン程度を維持する」という書きぶりから、「資源量指標値を目標管理基準値案に回復させる」というように変更します。

別紙 3 の資源における具体的な変更内容の説明は以上となります。御説明した資源以外については、今の 4 資源と同様のパターンにて変更を行っておりますので、説明は割愛させていただきます。

それでは資料は再び 1 ページにお戻りいただき、見直し及び変更についての上から 3 つ目の変更内容を御覧ください。今回の変更事項について、改めて御説明します。

1 つ目は先ほど御説明した資料 2 ページ検討結果を受けた修正になります。なお、括弧書きで本文時点修正等を含むと記載しておりますが、こちらについては、検討結果の資料に記載しておりませんが、本文第 1 の 1 の漁業の状況について、最新の状況に合わせ順位等の時点修正を行います。変更内容の 2 つ目については、別紙 1-6 くろまぐろ大型魚の報告期限の変更、3 つ目については、別紙 2-1 かつお、別紙 2-2 きはだの追加になります。

続いて、資料 1 ページの一番下段の施行日等を御覧ください

い。今回の変更について、海区で了承が得られた場合は、国の承認を経て施行、公表します。

施行日については、令和8年4月1日を予定しており、公表の際は県公報に告示するとともに県HP上でも公表する予定です。なお、県広報の告示については、資料4～17ページの新旧対照表を記載して告示する予定です。その際、字句等に軽微な修正があった場合については、事務局に一任していただきたく存じます。

それでは、最後に、2の諮問事項についてです。漁業法第14条第9項の規定に基づく静岡県資源管理方針の変更について、同条第4項の規定に基づき諮問いたします。説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いします。

○小泉事務局長

ただいま担当から説明がありましたけれども、皆様には静岡県資源管理方針の見直し及び変更について、御審議をいただきたいと思えます。

○高田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて、漁業者委員と学識委員、中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思えます。では最初に漁業者委員から、御意見等がありましたら発言をお願いします。

○金指委員

資源管理ということなんですけど、漁業者が廃業したり、高齢で、もうその魚を獲ることができないような場合とか、そういう資源とは別の現象により漁獲量が減少している部分は、県の方々ほどの程度承知しているのでしょうか。

○椛技師

おそらく漁獲努力量という観点からの話になると思いますが、どれだけ漁獲圧をかけるかで漁獲量自体も変化してくると思えます。評価の指標としてCPUEで評価している魚種もありますが、漁獲量だけで見ると、そこは考慮されていません。

○金指委員

多分うちの中型まき網もそうですが、今般の情勢を考えると、これからやっていくか、廃業かを結構迫られてると思えます。というのは、物価高によって、物品が非常に高くなっ

たということと、修理したくても、職人さんがいないです。今までは夜を徹して直してくれるような気概のある職人さんがいましたが、労働時間とかそういうことで、どんどん減って行って、もう当たり前のように日曜日はやってくれない状況です。

多分、沼津の中型も、今年あたりはどのようなふうやっていけばいいのかなというような状態です。

今回の話とは違うかもしれませんが、規制が余計に漁業者を苦しめて、産業を疲弊させるんじゃないかなと思っています。もう少し資源量の管理を厳しくする方向から、もう少し漁業者に優しい感じにしてもらえたらというような気持ちも少し持っているので、あえて意見させてもらいました。

○西原委員

この2ページの中で、この仕事をやれば一年中飯が食えるという漁業者は御前崎ではシラスとキンメくらいです。定置網もありますが、ひき縄の関係では、昔はサワラをやって、カツオに移って、夏はマイカをやって、秋にイセエビを入れて、ずっとうまく回っていました。そのうちスルメが消えて、サワラも消えて、カツオが獲れたり獲れなかったり、昔より沿岸に来なくなったというのも多いです。

だから、子育ての終わった漁師さんはやれるんだけど、子育てをしながら漁師やるっていう人はもう皆無になってきました。だから、本当に若い人が漁師になりたいと言っても、やれる余地がないです。それでも、キンメはある程度制限がある中で、樽流しをやらせてもらっているものですから、ある程度の水揚げがあるので飯が食えますけどね。それ以外は本当に1年通じてやれないです。だから、資源管理と言っても、耳に念仏みたいなもので、本当に何言ってるんだと本人たちは思っていると思います。

だから、我々もそうですが、県がいくら努力しても大臣許可のまき網なんかは枠がとんでもないわけで、それにやられた漁業、商売するのは本当にもう数えきれないくらいあります。昔は漁師の方が稼ぐことができたので若い人が皆漁師になりましたが、今は丘の方が良いです。それだけで片付けてよいかと言われると、漁師で飯が食えなくなったから辞めたというのが現実だと思います。だから、資源管理というのは、

いくら県が言おうが、大臣許可のまき網によって一発で消えてしまうような、そんな脆いものだと思います。

遠州灘では、沖底がキンメの小さいのを獲ったりしていて、将来的にキンメも続けられるのか不安が出てくるような状態です。1隻の沖底を守るために、個人の漁業者が何人辞めているか。そういった見方をしないと、大臣許可だけを大事にして、地方の漁業者をなくすことになる。漁港1つが潰れていくような時代です。私だけの考えではないと思います。もう少し水産庁に意見した方がよいと思います。少し横道に逸れて、すみません。

○高田会長

よろしいでしょうか。今2人が言ったことは、静岡県沿岸漁業にすごく大事なことです。今ここにサバ船の善生さんもいるけど、過去には明かりをつければ船を浮かすくらいサバがいたのが、今の現状を見ると、先ほど自分が言ったように、本来なら下ってくるはずの太平洋系群のヒラサバが下ってこない。銚子の水揚げを見ると、最近はずっと大型のまき網船が、100グラム中心のサバを獲っていて、それを14隻で500トンとか揚げてますが、本当にその漁業でいいのかと。獲る物がないから獲っていると思いますけど、そうはいつでも資源が減って、去年は200、250グラムだったのが、今年は100グラムが主体になっています。去年生まれですよ。それをそうやって獲ってよいものか。生活があると言えばそれまでだけど、今言われたことを全国の海区会長会議とか、全漁連に行っても話が出ます。沿岸漁業をどうするんだと。大臣許可になると水産庁です。我々県がそれ言ってもなかなかできないところもあって、歯がゆいところはあると思います。

確かに気候変動の影響もありますが、全部がそれで片付けるのではなく、特に静岡県は北から下ってくる魚を獲っている以上、まき網のこととかも言わないといけないです。少し話が外れますが、イカのTACだってでたらめ、700トンずつ3回に分けて追加しておいて、まだ足りないとかってやっている。サバなんて、TACの数字が今まででも、全船が獲っても届かない数字から8割減っても枠に届かない。気候変動もあるし、獲り過ぎもあるだろうし、いろんな要因があって、

この1年100グラムのサバを獲っていたら、次はないのではないか。

だから少し話が逸れましたが、すごい大事な話だと思います。会議に行けば必ずこの話がでます。これを言うと耳を塞がれてしまうかもしれませんが、やはり静岡県としては、もっと皆で強く言っていくべきだと思います。以上です。

○福井委員

目標管理基準値というのがありますが、これはあくまでその全重量であって、当然、どういう大きさを獲るかが一番効いてくるわけです。だから、サクラエビでもやっていたように、秋は産卵に入る個体を獲らないで、前年に加入して、秋を過ぎれば死んでしまうような個体を重点的に獲りましょうとか、そういったことを色々な魚に持ち込まないといけないです。どんどん獲っていいですよと言って、さっきの話のように、1年くらいで獲り尽くしてしまったら、もう次がないですから、それは絶対にすぐにやらないといけないです。

さらに環境自体も決してよく分かってないわけですよ。環境がどんどん厳しくなってるわけですから、さらにそういったことなしで獲ってしまえば、本当にいなくなってしまうです。

○高田会長

この時期、普通ならイワシも房総沖から伊豆に入ってきますが、そのイワシがほとんどいない状態です。だから、サバはよしてイワシを獲ろうと思っても、獲るものがないんですよ。だから、悪いように悪いようになっていきます。黒潮がせつかく開いても魚が下って来ないというのは、資源がないということだと思います。厳しいです。

○西原委員

ノルウェーのまき網みたいに、巻いて、確認して、大きさに合わなかったら放す。小さい個体を獲った船長は、ペナルティです。資源を守るなら、そのくらいのことを大臣許可にやってもらいたい。大臣許可は違反しても、混獲しても罰金だけです。休業という罰則は大臣許可にはないですよ。だから、自分からすると、本当に大臣許可は守られてるといって、何をやってもいいように見えます。

本当にノルウェーを見習って、魚種だけではなく、資源管

理の根本的なところ、大きさ、そういうものをやってもらわないと、もう先がないと思います。

○高田会長 他に御質問ございますでしょうか。では次に学識中立委員から御意見等がありましたら発言をお願いします。

○田口委員 逸れた話の続きになってしまいますが、新漁業法の議論のとき、日本は小規模な経営体が多いので大規模の経営体をもっと増やしましょうというか、大規模の経営体のシェアをもっと増やして、外国並みにしましょうみたいな話が出ていました。政策目標が今そうなるから、資源管理の配分とかも、大きい魚を鮮度よく供給するという沿岸漁業のスタイルが軽視されているというふうに思えます。例えば、沿岸の人たちが1年を通じて漁業ができて、そして地域経済が回ることみたいなことを、きちんと政策目標としておけば、もう少し資源管理の配分にしても、それから誰が獲るか、あるいは産卵する場所だから保護しようとか、海域を報告をするとか、そういうような話に繋がると思います。今はそれがなくて、大規模な経営体のシェアを維持すること、あるいは拡大することが先にあって、片手落ちなどところがあるなど個人的に思ってます。

もう一つ、新旧対照表ですが、第1の漁業センサスの内容を受けて、全国で第5位とかそういうふう書いてあります。5年に一度県庁の方が変えていらっしゃると思いますが、結構時間かかって大変そうだなと思って、例えば、水産加工だとか、静岡県はサクラエビやシラスなどの漁業が盛んだ、のように定性的な感じで書いたら、もう少し事務負担が、減るのかなと思いました。

○梶技師 もう既に公開されているデータがありますので、そこを引用しています。水産庁からも、最新の情報を入れるべきだと指導があります。方針自体は水産庁の承認が必要ですので、指導に基づいて入れております。御意見ありがとうございます。

○高田会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○高田会長

ありがとうございました。それでは、諮問事項イ 静岡県資源管理方針の見直し及び変更について、原案のとおり了承します。

○高田会長

続きまして、指示事項 アオウミガメ及びタイマイの採捕について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

資料3を御覧下さい。アオウミガメ及びタイマイの採捕に関する指示についてです。

まず、経緯について御説明します。世界的な環境問題への関心の高まりを背景として、野生水産動植物の保護について積極的な対応が求められる中、平成4年に水産庁からウミガメの保護について、海区漁業調整委員会の指示を行う等所要の措置を講ずるよう指導があったことから、同年よりウミガメ科3種、アカウミガメ、アオウミガメ、タイマイ及びその卵の採捕を原則として禁止する指示を発令いたしました。

その後、平成26年4月1日からアカウミガメが静岡県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物に追加指定されたことを受け、本委員会において御審議いただき、アカウミガメについては海区指示を継続する必要性がなくなったことから、平成26年5月にウミガメ科3種及びその卵を対象としていた従来 of 指示を廃止し、対象をアオウミガメ及びタイマイに変更し、改めて採捕禁止指示を発令し、以後、指示を更新しております。

なお、この指示変更の際、アオウミガメ及びタイマイは本県における産卵実態がなかったことから、採捕禁止の対象に卵については明記しませんでした。しかしながら、令和元年9月に袋井市の浅羽海岸から浜松市南区の海岸に移して保護していた卵の中から、アオウミガメが孵化したとの報道を受け、令和2年5月の指示から卵の採捕についても禁止する指示としております。

下段のⅡ今後の取扱いについてを御覧ください。静岡県希少野生動植物保護条例を所管する自然保護課に確認したところ、アオウミガメ及びタイマイを条例に基づく指定希少野生動植物に追加指定する考えは当面ないとのことでした。

そこで、今回の指示も現行の指示内容で、有効期間をこれまでと同様に令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間としたいと存じます。了承いただけましたら2頁から8頁のとおり県公報にて公示する予定で、下線が引かれている日付の部分が今回の変更箇所となります。

資料3の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○小泉事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、現行と同じ内容で指示を継続してよろしいか、御審議をいただきたいと思ひます。

○高田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて、漁業者委員と学識委員、中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思ひます。では最初に漁業者委員から、御意見等がありましたら発言をお願いします。

○西原委員

漁業士会で子供向けの水産教室を毎年やっています。アカウミガメについて、これで禁止になったものですから、網入ったの個体を取っておいて、子供たちに見せたいと思ひたんですが、職員から駄目ですと言われたんですけど、教育目的でもやはり駄目ですね。

○津久井主幹

駄目になります。

○西原委員

分かりました。ありがとうございます。

○高田会長

他に御質問ございますでしょうか。では次に学識中立委員から御意見等がありましたら発言をお願いします。

特にないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○高田会長

ありがとうございました。それでは、指示事項 アオウミガメ及びタイマイの採捕について、原案のとおり了承します。

続きまして、報告事項の漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○山崎主査

くろまぐろに関する漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について報告します。

この報告は、先程、資料2の資源管理方針の変更で諮問のあったくろまぐろの内容に関連するものになります。

まず背景です。太平洋くろまぐろは、2010年頃に資源量が歴史的最低水準となったことから国際的に厳格な漁獲可能量による資源管理が行われ、その結果、資源回復途上と評価されています。このような中で、TAC報告義務に違反した太平洋くろまぐろが流通する事案が発生し、管理の強化が急務となっております。このため、個体の経済的価値が高い大型魚について、TAC報告時の個体管理や取引時の伝達、記録の義務付け、罰則の新設等を措置されました。

具体的な措置については、表に記載された内容になります。漁業法関連では、TAC報告時に採捕数と報告期日3日以内の追加。TAC報告情報の記録の保存を義務付け、法定刑の引上げと法人重科の新設、違反時の停船命令、衛星船位測定送信機の設置が措置されました。水産流通法では、取扱業者の届出、取引時の情報伝達、取引記録の作成、保存、漁獲等証明書の交付が措置されました。

最後に上記の措置を受けての県方針の変更内容についてです。県は国の資源管理基本方針に基づき県の中長期的資源管理の考え方を示した静岡県資源管理方針、以下、県方針と、県方針の別紙1-5くろまぐろ小型魚、別紙1-6くろまぐろ大型魚を制定し公表しています。今回の県方針の変更では、漁業法及び水産流通適正化法の一部改正に伴い別紙1-6くろまぐろ（大型魚）の報告期限を「翌月10日まで」から「陸揚げ後3日以内」に変更しました。具体的には、資料2の6から9ページの新旧対照表の下線部になりますので御確認

ください。

報告は以上になります。資料として、水産庁から周知に関する通知を添付しています。

また、今回の報告とは別になりますが、県内のくろまぐろの採捕状況を簡単に説明させていただきます。小型魚については、12月末に消化率が8割を超えたので留保を開放し、さらに国から3.1トンの譲受があり増枠しましたが、全体として消化率が8割になりました。現在、漁船漁業については12月末から採捕自粛、定置漁業についても制限付きで操業している状況です。大型魚については、まだ、全体として消化率が4割程度ですが年末にかけて消化が進むと思いますので漁獲枠を超過しないように情報共有し、管理していきたいと思います。以上になります。

○小泉事務局長

ただいま担当から説明がありましたけれども、皆様には漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について、御意見をいただきたいと思います。

○高田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて、漁業者委員と学識委員、中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では最初に漁業者委員から、御意見等がありましたら発言をお願いします。

私からマグロのことですけど、やはりが数増えていて、今日も色んなところでマグロの話になりましたが、漁業者が目の前にいるマグロが釣れないだとか、キハダに行ってもマグロが先に飛びついてしまうとか、そのようなことが伊豆諸島や伊豆東岸でも起きているので、漁業者としては本当に困っていて、定置に入っても数量を超えれば逃がさなければいけないし、やはり日本全国でやっているのに、別に伊豆がどうのこうの言ってるわけではないですけど、できるだけ皆で声を上げて、何とか魚を釣って、無駄なことがないようにしていかなければいけないと思っております。マグロについては、顔を見れば皆そういうことを言うので、一つここで言わせてもらいました。

他に御質問ございますでしょうか。では次に学識中立委員から御意見等がありましたら発言をお願いします。

特にないようですので、このことについては、以上といたします。

最後に事務局から次回の開催についてお願いします。

○鈴木主任

次回開催について御報告させていただきます。次回は3月3日（火）、今回の会議と同じく県漁連ビルの会議室での開催を予定しております。議題としましては、くろまぐろに関する令和7年度における知事管理漁獲可能量の設定について等を予定しております。

○高田会長

次回海区については、3月3日（火）ということですので、よろしくをお願いします。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。

○小泉事務局長

高田会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。


以上で、第23期6回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。

（終了時刻 15：10）


上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和8年1月28日

議長

高田充朗 

議事録署名人

橋谷雄介 

議事録署名人

鳥居恭子 

